

令和 6 年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

福井市 福祉健康部 福祉政策課

1 指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知で定められた法人運営、事業経営に係る事項について、適正に行われているかどうかを明らかにし、必要な指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものです。

令和6年度は、以下の項目について、重点的に指導監査を実施しました。

(1) 平成29年度の社会福祉法人制度改革で位置付けられた次の事項

- ① 経営組織のガバナンス強化
- ② 事業運営の透明性の確保
- ③ 財務規律の強化
- ④ 地域における公益的な取組実施の責務

(2) 令和5年度の指導監査において指摘件数の多かった次の事項

- ① 定款及び経理規程が法令等に従い適切に作成されているか。
- ② 計算書類及び附属明細書の作成不足又は不備がないか。
- ③ 適正な勘定科目により会計処理を行っているか。
- ④ 現金及び小口現金の取扱いが適切に行われているか。
- ⑤ 契約の手続きが適正に行われているか。

2 指導監査の実施状況及び結果

市が所管する55法人（令和6年4月1日時点）のうち、20法人に対して指導監査を実施しました。

(1) 文書指摘事項、口頭指摘事項及び助言の内容別件数（延べ件数）

項 目	区 分			
	文書指摘事項	口頭指摘事項	助言	計
(1) 法人運営	12	80	14	106
① 定款	2	4	0	6
② 内部管理体制	0	0	0	0
③ 評議員・評議員会	5	28	2	35
④ 理事	1	11	3	15
⑤ 監事	0	6	3	9
⑥ 理事会の状況	3	29	4	36
⑦ 会計監査人	0	0	0	0
⑧ 役員等の報酬	1	2	2	5
(2) 事業	0	0	0	0
① 社会福祉事業の実施状況	0	0	0	0
② 公益事業の実施状況	0	0	0	0
③ 収益事業の実施状況	0	0	0	0
(3) 管理	4	160	16	180
① 人事管理の状況	0	0	0	0

② 資産管理の状況	0	0	0	0
③ 会計管理の状況	3	130	13	146
④ その他	1	30	3	34
合 計	16	240	30	286

3 主な指摘事項

(1) 法人運営

- ① 評議員について、実際に評議員会に参加できない者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、開催日を調整する等できるだけ全員が参加できるよう努めるとともに、選任に際してはその適格性に留意すること（理事及び監事についても同様）。
- ② 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、監事の過半数の同意を得ること。
- ③ 理事長及び業務執行理事は、3ヵ月に1回以上（定款の定めにより、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上）理事会において自己の職務の執行の状況を報告し、また、当該報告をしたことについて記録を残しておくこと。
- ④ 現況報告書について、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」を基に適切に作成すること。

(2) 会計経理

- ① 経理規程について、「社会福祉法人モデル経理規程」や各種法令、法人の実態に沿ったものとなるよう、適切に作成すること。
- ② 計算書類について、社会福祉法人会計基準第一号第一様式から第三号第四様式を基に適切に作成すること。
- ③ 附属明細書及び注記並びに財産目録について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」を基に適切に作成すること。
- ④ 使用する勘定科目について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について「別添3 勘定科目説明」」を参考に、適切な勘定科目を使用すること。
- ⑤ 予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。
- ⑥ 現金収入について、小口現金に充当せず、経理規程に定める期間内に金融機関へ預け入れること。
- ⑦ 随意契約に際し、適当な数の見積りを徴し比較すること。